

定例監査の結果

1 監査の期間

令和4年2月14日から令和4年2月28日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

総務部 総務課、財政課

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和3年12月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、現金収納事務及び全額前金払いした委託業務についての業務状況、検査状況の監査を重点項目としたことから、当該事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 総務課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

法令等に基づき適正な事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格が封入されていないものが散見された。

【契約規則第13条】

(イ) 建設工事請負契約約款に定められた工程表、現場代理人及び主任技術者等の届出を受けていないものがあった。

【建設工事請負契約約款第3条、第11条】

イ 物品管理事務において、図書カード等の出納について、実枚数と受払簿に記載された残数とが一致しないものがあった。

確実な管理体制により、適正な事務を遂行されたい。

【物品管理要綱第10条】

(2) 財政課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

法令等に基づき適正な事務を遂行されたい。

(7) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約における西尾市契約規則で定められた公表について、公表していない事項があった。

【契約規則第24条の2】

(イ) 物品供給契約において、納品書の提出を受けていないものがあった。

【物品等供給契約約款第12条】

イ 個人情報の管理状況において、保管する必要のない運転免許証の写しが綴られていた。

基本的な事務の取扱いを十分確認し、条例を遵守した事務を遂行されたい。

【個人情報保護条例第5条】